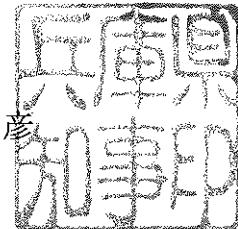


水第1380号  
令和3年11月12日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

兵庫県知事 齋藤元彦



資源管理の状況等の報告について

漁業権者より漁業法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告がありましたので、同条第2項の規定により報告します。

## 1 漁業権の種類及び免許番号

報告のあった漁業権の種類及び免許番号

漁業権の種類	免許番号
第1種区画漁業権 (藻類養殖)	区第1号から区第17号、区第50号から区第52号、区第54号から区第57号、区第59号、区第60号、区第62号、区第64号、区第66号から区第82号、区第101号から区第110号、区第112号から区第124号、区第127号から区第142号、区第144号、区第147号、区第148号、区第150号から区第158号、区第160号から区第170号

## 2 報告の対象となる期間

令和2年9月10日から令和3年6月30日まで（令和2年漁期）

## 3 資源管理に関する取組の実施状況

全ての漁業権者が養殖漁場の改善等を目的に、海底耕耘や有害生物駆除などの資源管理に関する取組を実施している。

また、のり養殖業では、全ての漁業権者が漁場改善計画を策定しており、当該計画に基づいた養殖を実施している。

## 4 操業（養殖）日数、漁獲（養殖生産）量その他漁場の活用状況

### ○操業（養殖）日数

複数の藻類養殖業が免許されている漁場では、特定の藻類に偏重した活用状況となっている。特に、のり養殖業とその他の藻類養殖業が免許されている漁場における、のり養殖業に偏重した活用が顕著である。

### ○漁獲（養殖生産）量

のり：約1,196,248千枚、わかめ：約2,904t、こんぶ：約22t

## 5 組合員行使者の数及び組合員行使権の行使の状況

### ○組合員行使者の数

のり養殖業で行使者が最も多く、わかめ養殖業、こんぶ養殖業、ひじき養殖業で行使者が少ない傾向にあった。

### ○組合員行使権の行使の状況

4 操業（養殖）日数のとおり。

## 意見

報告のあった全ての漁業権者は、適切かつ有効に漁場を活用していると認められる。

ただし、漁場環境の変化や行使権者の減少により、令和2年漁期は養殖を見合わせている漁場も一部あった。

藻類養殖業は、漁場環境により養殖する藻類を選択して漁場を利用することから、漁場環境の変化に柔軟に対応し、漁場を最大限に活用できるよう、例えば「のり・わかめ養殖業」のように複合養殖のかたちでの免許を検討するなど、令和5年の漁業権切替に向けて今後の漁場の活用状況を注視していく必要がある。

## 漁業法第 90 条第 2 項に基づく資源管理の状況等の報告について

### 【改正漁業法のポイント】

資源管理、漁業権免許プロセス、漁業許可といった全ての漁業管理（生産）制度の透明化

- ・継続して漁業権の免許を受けるには、漁業権を適切かつ有効に活用している必要がある（漁業法第 73 条第 2 項第 1 号）
- ・漁業権を有する者が適切かつ有効に当該漁業権を活用しているか否か（漁業法第 73 条第 2 項第 1 号に該当するか否か）は、全都道府県共通のチェックシートにより判断する（海面利用制度等に関するガイドライン R2.6.30 水産庁長官通知）

### 【チェックシート様式：(委) 参考 2】

- ・チェック項目の判断根拠（証票）として、漁業法第 90 条第 1 項により漁業権者から知事へ報告される「資源管理の状況等の報告」が位置づけられている



漁業法第 90 条第 1 項に基づく資源管理の状況等の報告は、漁業権者が漁業権漁場を適切かつ有効に活用していることを明らかにする書類

### ○漁業法第 90 条第 1 項の「資源管理の状況等の報告」とは

※改正漁業法により漁業権者に課せられた責務

### 【資源管理の状況等の報告様式：(委) 参考 3】

(漁業法第 90 条第 1 項)

漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を知事に報告しなければならない。

(漁業法施行規則第 28 条第 1 ~ 2 項)

- ・法第 90 条第 1 項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、1 年に 1 回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。
- ・法第 90 条第 1 項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
  - 一 漁業権の種類及び免許番号
  - 二 報告の対象となる期間
  - 三 資源管理に関する取組の実施状況
  - 四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
  - 五 団体漁業権にあっては組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
  - 六 その他必要な事項

## ○漁業法第90条第2項の海区漁業調整（内水面漁場管理）委員会への報告

### （漁業法第90条第2項）

知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整（内水面漁場管理）委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする

### （漁業法施行規則第28条第3項）

法第90条第2項による海区漁業調整（内水面漁場管理）委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、1年に1回以上行うものとする

### 【根拠法令】

#### ○漁業法

##### （免許すべき者の決定）

###### 第七十三条（略）

2 同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。

一 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であって、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者

二 前号に掲げる場合以外の場合 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

##### （資源管理の状況等の報告）

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。（後段略）

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

#### ○漁業法施行規則

第二十八条 法第九十条第一項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第九十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 漁業権の種類及び免許番号

二 報告の対象となる期間

三 資源管理に関する取組の実施状況

四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況

五 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況

六 その他必要な事項

3 法第九十条第二項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、一年に一回以上行うものとする。

## 法第73条第2項第1号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート(1／2)

漁業権番号・漁業権者

チェック年月日・担当者職及び氏名

チェック項目	合理的 理由 の有無	該当する 場合に 「✓」	判断の 根拠 (注4)	判断の根拠となる指標例	判断の根拠となる証票類等の例
1 資源管理の状況等の報告					
(1) 漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている				・資源管理の状況等の報告が提出されている ・報告内容に漏れがない	・資源管理の状況等の報告
(2) 前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等の報告事項のうち必要な事項について報告を行っている				・県の求めに応じ必要な報告を行っている	
2 適切の判断基準					
(1) 漁業関係法令を遵守している				・前回のチェック以降漁業関係法令違反がない ・組合員に対して法令遵守に関し必要な指導を行っている	・資源管理の状況等の報告 ・県の保有する記録、情報 など
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している				・法第72条第1項各号に該当しない ・(団体漁業権の場合)同条第2項各号に該当する	・県の保有する記録、情報 ・現地調査、ヒアリング など
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である				・漁業権行使規則に従い漁具を設置している	・水産用医薬品使用記録票 ・現地調査、ヒアリング など
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる				・他者から漁場に関する問題が提起されていない ・行政の指導に対し誠実に対応し、解決に取り組んでいる	・県の保有する記録、情報 ・現地調査、ヒアリング など
(5) 資源管理を適切に実施している				・資源管理協定に記載の事項を遵守している ・休漁期間の設定等自主的な取組を遵守している	・資源管理の状況等の報告 ・資源管理協定 など
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている(区画漁業権の場合)				・養殖漁場の改善を図るための措置をとっている ・養殖漁場の水質調査を行っている	・漁場改善計画 ・養殖日誌 など
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない				・漁業時期以外に漁具、養殖施設を放置していない ・漁場に漁具等を投棄していない	・県の保有する記録、情報 ・現地調査、ヒアリング など
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない				・通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない	・県の保有する記録、情報 ・現地調査、ヒアリング など
(9) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない(区画漁業権の場合)				・過密養殖に起因すると考えられる魚病の発生、窒息死等を頻繁に発生させていない	・現地調査、ヒアリング ・養殖日誌 など
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない				・水産用医薬品、漁網防汚材といった有害物質を本来の使用目的以外で故意に流出させていない	・水産用医薬品使用記録票 ・県の保有する記録、情報 など
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている(区画漁業権の場合)				・試験研究機関の指示に従い養殖魚の移動制限やへい死漁の処分等適切な対応を行っている	・県の保有する記録、情報 ・養殖日誌 など

## 法第73条第2項第1号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート(2／2)

漁業権番号・漁業権者

チェック年月日・担当者職及び氏名

チェック項目	合理的 理由 の有無	該当する 場合に 「✓」	判断の 根拠 (注4)	判断の根拠となる指標例	判断の根拠となる証票類等の例		
3 有効の判断基準							
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している(注1・2・3)				・合理的な理由がある期間を除き、漁業時期の概ね2／3程度以上を活用して操業や養殖を行っている	・資源管理の状況等の報告 ・販売伝票 など		
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる(区画漁業権の場合)(注3)				・周囲に漁場と比べ養殖密度が著しく低くない	・資源管理の状況等の報告 ・養殖日誌 など		
(3) 漁場の全てを利用している(注3)				・漁場の利用状況を合理的に説明できる ・漁業権行使規則に基づき生簀等を十分に設置している	・資源管理の状況等の報告 ・現地調査、ヒアリング など		
漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画 (4) 等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	/			・生産量等の項目を含む漁業の生産活動に関する計画書を作成しており、当該計画書に基づき自らの事業を評価している	・漁業生産力の発展に関する計画 ・総会議事録 など		
(5) その他							
4 評価	問題なし／問題あり						
評価理由							

(注1) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注3参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。

(注2) 「相当程度」とは概ね2／3程度である。

(注3) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等の理由の有無を確認し、その内容を記述する。

(注4) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証票類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証票類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。

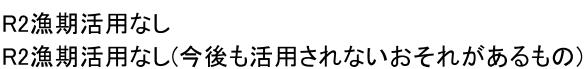
## 漁業権に係る資源管理の状況等の報告（区画漁業権）

記入例

漁業権者	○○漁業協同組合			報告の対象期間		令和〇年〇月から令和〇年〇月まで		
漁業権の種類	免許番号	漁業の名称	生産量	養殖規模	経営体数	養殖期間	資源管理の取組等	備考
第1種区画	区第〇号	のり養殖業	〇〇枚	ノリ網 〇枚	〇〇	〇月〇日 ～ 〇月〇日	漁場改善計画に基づいた枚数で実施 海底耕耘（時期、延べ隻数等） 有害生物の駆除（時期、駆除生物、数量等） 等	
第1種区画	区第〇号	のり養殖業	〇〇枚	ノリ網 〇枚	〇〇	〇月〇日 ～ 〇月〇日		
		わかめ養殖業	〇〇kg	ロープ〇m 〇本	〇〇	〇月〇日 ～ 〇月〇日		
第1種区画	区第〇号	垂下式貝類養殖業	ホタテ〇〇kg アヒル〇〇kg	筏〇台	〇〇	〇月〇日 ～ 〇月〇日		
第1種区画	区第〇号	小割式魚類養殖業	サバ〇〇kg ブリ〇〇kg	筏〇台	〇〇	〇月〇日 ～ 〇月〇日		

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力発展に資する取組に活用するため、国、都道府県等の関係機関へ提供することに同意します。

## 区画漁業権(瀬戸内海区)ごとの整理

	R2漁期活用なし
	R2漁期活用なし(今後も活用されないおそれがあるもの)

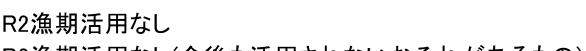
免許番号	指令番号	申請者		漁業種類	行使実績有の漁協
		代表	共有		
1 区第1号	1 神戸市	—		のり	神戸市
				わかめ	神戸市
2 区第2号	2 神戸市	—		のり	神戸市
				わかめ	神戸市
3 区第3号	3 神戸市	—		わかめ	
4 区第4号	4 神戸市	—		のり	神戸市
5 区第5号	5 神戸市	—		わかめ	神戸市
6 区第6号	6 林崎	—		のり	林崎
7 区第7号	7 林崎	明石浦、江井ヶ島		のり	林崎、明石浦、江井ヶ島
8 区第8号	8 林崎	明石浦、江井ヶ島		のり	林崎、明石浦、江井ヶ島
				わかめ	江井ヶ島
				こんぶ	江井ヶ島
				ひじき	
9 区第9号	9 林崎	明石浦、江井ヶ島		のり	林崎、明石浦、江井ヶ島
10 区第10号	10 林崎	明石浦、江井ヶ島		のり	林崎、明石浦、江井ヶ島
				わかめ	江井ヶ島
				こんぶ	江井ヶ島
				ひじき	
11 区第11号	11 高砂	東二見、西二見、 東播磨、播磨町		わかめ	東二見
				こんぶ	東二見
12 区第12号	12 高砂	東二見、西二見、東播磨、播磨町		のり	東二見、西二見
13 区第13号	13 高砂	東二見、西二見、東播磨、播磨町		わかめ	
				のり	東播磨
14 区第14号	14 高砂	—		わかめ	
15 区第15号	15 高砂	東二見、西二見、東播磨、播磨町		のり	東二見、西二見、東播磨、播磨町
				わかめ	東播磨
16 区第16号	16 高砂	東二見、西二見、東播磨、播磨町		のり	東二見、西二見、播磨町
				わかめ	
17 区第17号	17 林崎	明石浦、東二見、西二見、富島、浅野浦、 育波浦、室津浦		のり	林崎、明石浦、東二見、西二見、
18 区第50号	18 伊保	姫路市		のり	伊保
				わかめ	
19 区第51号	19 姫路市	—		のり	姫路市
20 区第52号	20 姫路市	—		のり	姫路市
21 区第54号	21 姫路市	伊保		わかめ	姫路市
22 区第55号	22 姫路市	伊保		わかめ	(姫路市)

## 区画漁業権(瀬戸内海区)ごとの整理

	R2漁期活用なし
	R2漁期活用なし(今後も活用されないおそれがあるもの)

免許番号	指令番号	申請者		漁業種類	行使実績有の漁協
		代表	共有		
23	区第56号	23	姫路市	わかめ	姫路市
24	区第57号	24	姫路市	のり	姫路市
25	区第59号	25	岩見	のり	岩見
26	区第60号	26	室津	のり	室津
27	区第62号	27	岩見	のり	岩見
28	区第64号	28	赤穂市	のり	赤穂市
29	区第66号	29	赤穂市	のり	赤穂市
30	区第67号	30	赤穂市	のり	
31	区第68号	31	赤穂市	のり	
32	区第69号	32	家島	のり	家島
33	区第70号	33	家島	のり	家島
34	区第71号	34	家島	のり	家島
35	区第72号	35	家島	のり	家島
36	区第73号	36	家島	のり	家島
37	区第74号	37	家島	のり	家島
38	区第75号	38	家島	のり	家島
39	区第76号	39	家島	のり	坊勢
40	区第77号	40	家島	のり	坊勢
41	区第78号	41	家島	のり	坊勢
42	区第79号	42	家島	のり	坊勢
43	区第80号	43	家島	のり	坊勢
44	区第81号	44	家島	のり	家島
45	区第82号	45	家島	のり	坊勢
46	区第101号	46	由良町	のり	由良町
47	区第102号	47	由良町	のり	由良町
48	区第103号	48	由良町	のり	由良町
49	区第104号	49	由良町	のり	由良町
				わかめ	由良町
50	区第105号	50	洲本炬口	のり	
				わかめ	
51	区第106号	51	洲本炬口	のり	
				わかめ	
52	区第107号	52	洲本炬口	のり	洲本炬口
				わかめ	
53	区第108号	53	津名	のり	津名
				わかめ	津名
54	区第109号	54	津名	わかめ	津名
55	区第110号	55	津名	わかめ	津名

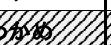
## 区画漁業権(瀬戸内海区)ごとの整理

	R2漁期活用なし
	R2漁期活用なし(今後も活用されないおそれがあるもの)

免許番号	指令番号	申請者		漁業種類	行使実績有の漁協
		代表	共有		
56	<b>区第112号</b>	56 仮屋	—	わかめ	
57	<b>区第113号</b>	57 仮屋	—	わかめ	
58	<b>区第114号</b>	58 仮屋	—	のり	
				わかめ	
59	区第115号	59 仮屋	—	のり わかめ	仮屋
60	区第116号	60 仮屋	—	のり わかめ	仮屋
61	区第117号	61 森	—	のり わかめ	森
62	区第118号	62 仮屋	—	のり	仮屋
63	区第119号	63 森	—	のり わかめ	森
64	区第120号	64 森	—	のり わかめ	森
65	区第121号	65 森	—	のり わかめ	森
66	区第122号	66 仮屋	—	のり わかめ	仮屋
67	区第123号	67 仮屋	—	わかめ	仮屋
68	区第124号	68 仮屋	—	のり わかめ	仮屋
69	区第127号	69 淡路島岩屋	富島	のり	富島
70	<b>区第128号</b>	70 富島	<b>淡路島岩屋</b>	わかめ	
71	区第129号	71 富島	—	のり	富島
72	<b>区第130号</b>	72 富島	—	わかめ	
73	<b>区第131号</b>	73 富島	—	わかめ	
74	区第132号	74 富島	—	のり	富島
75	区第133号	75 浅野浦	—	のり わかめ	浅野浦
76	区第134号	76 浅野浦	—	わかめ	浅野浦
77	区第135号	77 浅野浦	—	のり わかめ	浅野浦
78	区第136号	78 浅野浦	—	わかめ	浅野浦
79	区第137号	79 育波浦	—	のり	育波浦
80	<b>区第138号</b>	80 育波浦	—	わかめ	
81	<b>区第139号</b>	81 育波浦	—	わかめ	
82	区第140号	82 室津浦	—	のり	室津浦
83	<b>区第141号</b>	83 室津浦	—	わかめ	

## 区画漁業権(瀬戸内海区)ごとの整理

	R2漁期活用なし
	R2漁期活用なし(今後も活用されないおそれがあるもの)

免許番号	指令番号	申請者		漁業種類	行使実績有の漁協
		代表	共有		
84 区第142号	84 一宮町	一宮町	—	のり 	一宮町
85 区第144号	85 一宮町	一宮町	—	のり 	一宮町
86 区第147号	86 一宮町	一宮町	—	のり 	一宮町
87 区第148号	87 一宮町	一宮町	—	のり	一宮町
88 区第150号	88 五色町	五色町	—	のり わかめ	五色町 五色町
89 区第151号	89 五色町	五色町	—	のり わかめ	五色町
90 区第152号	90 五色町	五色町	—	のり	五色町
91 区第153号	91 五色町	五色町	—	わかめ	五色町
92 区第154号	92 湊	湊	—	のり	湊
93 区第155号	93 湊	湊	—	わかめ	湊
94 <b>区第156号</b>	<b>94 湊</b>	<b>湊</b>	—	<b>わかめ</b>	
95 区第157号	95 湊	湊	—	のり	湊
96 区第158号	96 湊	湊	—	わかめ	湊
97 区第160号	97 南あわじ	南あわじ	—	わかめ	南あわじ
98 区第161号	98 南あわじ	南あわじ	—	わかめ	南あわじ
99 区第162号	99 南あわじ	南あわじ	—	わかめ	南あわじ
100 区第163号	100 南あわじ	南あわじ	—	わかめ	南あわじ
101 区第164号	101 南あわじ	南あわじ	—	わかめ	南あわじ
102 <b>区第165号</b>	<b>102 福良</b>	<b>福良</b>	—	<b>わかめ</b>	
103 区第166号	103 福良	福良	南淡	のり わかめ	南淡 福良
104 区第167号	104 南淡	南淡	沼島	のり 	南淡 沼島
105 <b>区第168号</b>	<b>105 南淡</b>	<b>南淡</b>	<b>沼島</b>	<b>のり わかめ</b>	
106 区第169号	106 姫路市	姫路市	—	のり	
107 <b>区第170号</b>	<b>107 家島</b>	<b>家島</b>	<b>坊勢</b>	<b>わかめ</b>	